

令和4年度戎橋公衆トイレデザイン・建築設計公募型コンペティション

質問に対する回答書 (Vol. 1)

令和4年11月4日

番号	該当 資料名	該当項目	質疑内容	回 答
【参加資格等について】				
1	実施要領	第31 参加資格者 (3) ①	管理技術者と主任技術者は同一でも良いか。	管理技術者と主任技術者の兼務は可能です。
2	実施要領 p. 5	1. 参加資格 (4)	個人事業主です。(4)参加者が所属する一級建築士事務所の、参加表明書提出時においての要件イに関して、昨年度の地方税の非課税所得者ですが(コロナ等での事業の遅延、また依頼主からの入金が遅れる等)、非課税証明書を提出すれば参加可能でしょうか。あわせてウに関して、免税事業者の場合は参加可能でしょうか。	参加可能です。
3	実施要領 P. 5	第3、1 参加資格	消費税の免税事業者該当する個人事業主の場合、参加資格(4)ウの要件は満たしていると考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
4	様式2 P. 19	様式2 参加表明書	大阪市入札参加資格承認番号は参加表明書提出前に取得しなければならないでしょうか。	入札参加資格がすでにある場合のみの記載となりますので、参加表明書提出前の取得は不要です。

番号	該当 資料名	該当項目	質疑内容	回 答
【参加者・共同応募者・協力者等について】				
5	実施要領 P5	第3、2 (2)	『協力者は参加者として本コンペティションに参加することはできません』とありますが、協力者と参加者の違いはどういった点にありますか？ また、意匠、構造、電気設備、機械設備、積算について、すべてに担当者をつける必要がありますか？その場合兼用は可能ですか？それぞれに資格が必要になりますか？	参加者は届け出た共同参加者以外の他の参加者と共同提案することはできません。 協力者は複数の参加者の協力者になることができます。 なお、参加者はコンペ結果公表の際に氏名等の公表対象となりますが、協力者については公表対象となりません。 意匠、構造、電気設備、機械設備、積算における担当は必要ですが兼務は可能です。資格は参加者の代表者には一級建築士の資格を有する者とします。 その他の担当者はコンペ参加時には資格要件は求めませんが、最優秀案として実施設計時に構造図や設備図等を作成し設計者として業務に従事する協力者については、建築士法の適用を受けるため資格を求めるほか、積算については積算士の資格を有する者が必要です。
6	様式5	-	共同応募者と協力者の違いはどういった点にありますか？ 参加表明以降に共同応募者を増やすことは可能ですか？	(質問番号5の回答のとおりとします。) 参加表明以降に参加者の追加は不可です。 なお、協力者の追加や変更は可能です。追加する場合は設計提案書の提出に合わせて追加の協力者通知書を提出して下さい。
7	実施要領	第3、2 参加 に対する制 限 (2)	「参加者は、意匠、構造、電気設備、機械設備、積算を別途設計事務所に協力者(※)として依頼し、体制を組むことができます。」とありますが、協力者は一級建築士事務所の登録もしくは、一級建築士の登録を受けた者でなければならないのでしょうか。	協力者は、一級建築士事務所の登録もしくは一級建築士の登録を受けたものであることの制限はありません。 ただし、最優秀案として実施設計時に構造図や設備図等を作成し設計者として業務に従事する協力者については、建築士法の適用を受けるため資格を求めるほか、積算については積算士の資格を有する者が必要です。 なお、コンペ後に委託契約を行う実施体制に変更が生じる場合は、大阪市と協議した上で変更することは可能です。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
8	様式 4	一級建築士事務所等登録番号	一級建築士事務所の登録もしくは、一級建築士の資格を持たない者が協力者として体制を組むことが認められる場合、当該協力者の協力者通知書内の資格記載欄は空白で宜しいでしょうか。	(質問番号 7 の回答のとおりとします。)
9	実施要領 P. 5	第 3、2 参加に対する制限	構造、電気設備、機械設備の協力者については資格等の要件は無いとの認識でよろしいでしょうか？	(質問番号 7 の回答のとおりとします。)
10	実施要領 P. 5	第 3、2 参加に対する制限	協力者について。参加表明書類提出以降に協力者の追加や変更を行うことは可能でしょうか？	協力者の追加や変更は可能です。追加する場合は設計提案書の提出に合わせて追加の協力者通知書を提出して下さい。
11	実施要領 P. 5	第 3、2 参加に対する制限 (2)	構造、電気設備、機械設備、積算の各業務の担当者は、参加表明書類提出時点で決定されている必要はありますか？	参加表明書類提出時に決定出来ない場合は、設計提案書提出の際に追加書類として提出してください。
12	実施要領 P. 5	第 3、2 参加に対する制限 (2)	「参加者は、意匠、構造、電気設備、機械設備、積算の業務を別途設計事務所に協力者として依頼し、体制を組むことができます。」とありますが、参加表明書提出時点までに協力者を決めて通知しなければ、参加できませんか？また、協力者は複数の参加者の協力者になれますか？	参加表明書提出以降でも協力者の追加は可能です。また、協力者は複数の参加者の協力者とすることは可能です。

番号	該当 資料名	該当項目	質疑内容	回 答
【敷地等】				
13	実施要領	資料 2⑤	敷地を切った南北、東西断面を頂きたい。	添付資料のみの提供となります。
14	実施要領	資料 2⑦	平面図に GL±0 はどこか記載頂きたい。	別添資料 2 敷地案内図」EXP. J に GL±0 レベルと北から南への水勾配の表現を追記したものを提供いたします。
15		資料 2⑧	北側の床拡張可能範囲の GL+300 の根拠は何か。	(質問番号 14 の回答をご参照ください。) 仕上がりレベルで GL+300 となります。
16	資料 3	参考資料(大阪市建設局所蔵)	ここでは、当該敷地は断面図に出ていないが、当該敷地の高さ(高低差)がわかる資料は入手可能か。また、現状 GL から下は、どこまでが施工可能範囲であるかと、地下の現況がわかる資料はあるか。	添付資料のみの提供となります。
17	資料 2	敷地案内図	敷地北側の床拡張可能範囲の床仕上げレベルは GL+300 となっていますが、ここで言う GL±0 の基準高さは、具体的にどこの床レベルを指していますか？	(質問番号 14 の回答をご参照ください。)
18	資料 2	敷地案内図	敷地北側に床を拡張する場合、動線確保のため、床拡張可能範囲東側に隣接する高欄は撤去可能でしょうか？	北側拡張部分の手すりの撤去、付け替えなど安全性に問題が無いように計画提案ください。
19	実施要項 P7 別添資料 2	第 4 設計条件 4. 留意事項	敷地北側の床を拡張する場合、拡張部分に隣接するデッキ梁及びその上部柵(別添資料 2 ハッチ無部分)は撤去可能と考えて宜しいでしょうか。	隣接する東側のデッキ梁及び柵(別添資料 2 ハッチ無部分)は上部柵の撤去は可能ですが、下部の梁の撤去は不可です。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
20	実施要項 P7	第 4 設計条件 4. 留意事項	北側の床を拡張した場合、拡張部分は敷地範囲として含まれますでしょうか。	北側床の拡張部分は敷地面積に含めません。
21	資料 2	敷地案内図	敷地北側の床拡張可能範囲は現状はどうなっているか、ご教示ください。また、床仕上げレベル GL+0 はどこを指しますか？	拡張可能範囲は下部に橋用の分電盤等の出入り口が設置されており、設置位置には築造物はありませんので、拡張を考える場合は床の設置から検討が必要です。床仕上げレベルは現状の敷地内のレベルを GL±0 と設定しています。 (質問番号 14 の回答をご参照ください。)
22	実施要項 P6・P7	第 4 設計条件	敷地範囲内で、建設可能範囲以外の部分に、ベンチ、手洗い等の外構を計画することは可能でしょうか。 また、北側の床を拡張した場合、拡張部分への外構の計画は可能でしょうか	建設可能範囲以外の部分についてのベンチ、手洗い等の外構計画は不可とします。
23	実施要項 P6・P7	第 4 設計条件	敷地範囲内で、建設可能範囲以外の部分に、対象建築物の屋根の一部や、付属する庇が突出する計画は可能でしょうか。また、北側の床を拡張した場合、拡張部分への屋根・庇の突出は可能でしょうか	道路内建築物であるため、建築可能範囲以外は不可とします。 北側についても、周辺の広告物への視認性などの配慮をするものとしています。
24		資料 2⑨	西側の隣地建物のへこんでいる外壁面は既存のままか。	【実施要領 P.14 第 6 3 (2) エ 参照】 隣地建物のへこんでいる外壁部分は、現在解体している公衆トイレの一部が現存しております。本コンペで選定後の設計業務契約において、一部撤去及びその補修に関する設計業務を含んでいます。
25		資料 2⑩	施工上可能であれば、西側の隣地建物に対し外壁はぎりぎり設置しても良いか。又はメンテナンススペースが必要か。	西側へのメンテナンススペースの設置は必要ありませんが、計画が施工可能であることについては審査の対象となります。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
26	実施要領 P14	第 6、3 設計業務の契約について (2) エ	「計画予定地に現存する既存公衆トイレの一部撤去及びその補修に関する設計業務についても本委託に含みます」とありますが、これは浄化槽のことを指すのでしょうか？	(質問番号 24 の回答のとおりとします。)
27	別紙資料 4	現地写真	敷地西側の建物 1 階はフェンス等で囲まれています。内部は何ですか？敷地ギリギリまで建物の建設は可能ですか？	(質問番号 25 の回答のとおりとします。)
28		現地写真 カメラアングル表示図 Pic-03 ⑬	西側の隣地建物のベントキャップは不要と考えて良いか。	問い合わせ部分は既存公衆トイレの一部であり現状は存置されていますが、今回のトイレ工事の際に撤去を行う部分となります。
29		資料 2⑪	北側の床拡張可能範囲は階段下の空間も使用して良いのか。	床拡張範囲の施工上は階段下部の利用はできますが、恒久的に階段の下部は利用できません。
30		資料 2⑫	北側の床拡張可能範囲にトイレを載せても良いか。	別紙資料 2 の青斜線部分が建設可能範囲となるため、拡張範囲への建設は不可となります。
【インフラ接続等】				
31	実施要領	資料 2⑥	既存トイレの給排水配管を利用するのであれば、配管ルートとレベルが分かる図面を提示頂きたい。	既存トイレの給排水配管は撤去済みですので、新たに設置します。 敷地外の配管については配管図面等の資料はありません。給排水衛生の敷地外の配管との接続は敷地南側（現地にマンホールがあります）のルートを想定しています。
32	該当なし	該当なし	設備配管の位置がわかる資料はあるか。	(質問番号 31 の回答のとおりとします。)
33	資料 2	敷地案内図	電気、給排水の引き込み等をご教示ください。	電気は、引込用ポールを使用することとしています。（現在は北東位置に設置） 給排水は（質問番号 31 の回答をご参照ください。)

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
34	実施要項 P6・P7	第4設計条件	上下水道、電気のルートについて それぞれどこから配管する想定でしょうか？ また、配管、ルートに関して制限はありますか？	(質問番号 33 の回答のとおりとします。)
35	実施要項 P6・P7	第4設計条件	雨水の処理方法に指定はありますでしょうか。 雨水枡設置、自然浸透方式の可否等。	指定はありません。
36	別紙資料 4	現地写真	敷地内北側にあるポールは何ですか？	既設で存置している電気引き込み用ポールですが現在は使用しておりませんので、計画の際支障がある場合は移設が可能です。
【設計条件・留意事項等】				
37	実施要領	第4 4 留意事項 ③	ミナミの鐘はベルのみの保存でも良いか。 又は支柱も保存の対象であるか。	支柱を含めた現状のままの保存です。
38	実施要項 P. 7	留意事項	「ミナミの鐘は、敷地範囲内であれば移設することが可能。」とありますが、支柱含め、現況の形状のまま移動すべしという条件でしょうか。	支柱を含めた現状のままの移動です。
39	実施要項 P. 7	留意事項	「ミナミの鐘は、敷地範囲内であれば移設することが可能。」とありますが、時計盤の部分のみ再利用など、部分的な移設・再利用は認められますでしょうか。	支柱を含めた移動で、分解や部分的な移設は不可です。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
40	実施要領	第 4 4 留意事項 ③	日々の掃除（メンテナンス）の頻度はどの程度か。	清掃については 1 日 / 4 回であるが、ここでの留意事項の意味は、携帯電話などを落とした場合にも容易に取り出せる掃除口付便器の想定や、頑丈な素材を求めるものです。
41	実施要項 P7	第 4 設計条件 4. 留意事項	維持管理について、施設の清掃はどのような想定でしょうか。（清掃の頻度、清掃人数など）	（質問番号 40 の回答のとおりとします。）
42	実施要領	第 4 3 所用機能 ②	オストメイトは簡易オストメイトでも可能か。	簡易型オストメイトは不可とします。
43	実施要領 P6	第 4、3	手洗いの数について 各ブース 1 器というのは、男性用 大便器個室に 1 つ、小便器 2 に対して 1 つ、女性用大便器個室にそれぞれ 1 つ、だれでもトイレ内に 1 つという認識でよろしいでしょうか？	手洗いの数については機能的、衛生的に問題がないよう計画を提案していただければ制限はありません。
44	実施要領 P. 6	3. 所要機能	手洗いが各ブース 1 器とあります。 男性用トイレ 1 器、女性用トイレ 1 器、だれでもトイレ 1 器という考え方でよろしいでしょうか。	（質問番号 43 の回答のとおりとします。）
45	実施要領 P. 6	第 4、3 所要機能	手洗いは男女共用としてもよろしいでしょうか？	（質問番号 43 の回答のとおりとします。）
46	実施要領 P. 6	第 4、3 所要機能	清掃用具入れは、男性用・女性用・だれでもトイレのいずれかに 1 基設置することとしてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
47	実施要項 P6	第4設計条件3.所要機能	清掃用具入れに収納を想定されている用具はどのようなものでしょうか。	ホース・ブラシ・バケツ・洗剤等の清掃用具です。
48	実施要領 P.7	4.留意事項	屋上の上に一人が載れる場所へのアプローチは階段等が必要ということでしょうか。	スペースのみで、階段等の昇降に必要な設備は不要です。
49	実施要領 P.7	第4、4留意事項	屋根上の平場へのアクセスは、壁付タラップや取り外し式のハシゴなどを想定してよろしいでしょうか？	(質問番号48の回答のとおりとします。)
50	実施要領 P.7	第4、4留意事項	屋根上の平場で警察官が誘導指導するというのは、どのような状況でどの程度の頻度で行う想定でしょうか？	戎橋に不特定多数の方が集まる状態になった場合に警察官が注意喚起のために使用することを想定しており、年末やイベント等年2回程度を想定しています。
51	実施要領 P6 第4設計条件	2設計与条件第5項目め	文中、宣伝につながるような固有のイラストも禁止とする。とあるが、トイレのサインなどはこれに含まれるのか。普通に考えて、含まれないと思うが、サインを示す際、近年喧しく言われている、ジェンダー意識への配慮として、何らかのガイドラインは設けられているか。	トイレのピクトサインは宣伝には該当しませんので表示可能です。大阪市での多目的トイレのLGBTなどの性的少数者へのとりくみについては、下記ホームページをご参照ください。 大阪市：大阪市内で実施している取組み (…>人権>LGBTなどの性的少数者) (osaka.lg.jp)
52	実施要領 P.6	第4、2設計与条件	敷地内に樹木を植える計画の場合、植樹時点での樹木の高さに制限はありますか？	建築可能範囲内であれば可能です。 2設計与条件 建築物の高さ制限と同じ3.5m以内とします。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
53	実施要領 P 6	第 4、2 設計 与条件	「外観の色彩は彩度 6 以下とする（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く）。」とありますが、ガラスやガラスブロック、ガラス質のタイルの場合はいかがでしょうか？	着色していないガラスやガラスブロックについての彩度は問われませんが、ガラス質のタイルについては彩度 6 以下とする必要があります。
54	実施要項 P7	第 4 設計条件 5. その他の条件	施工に際して、足場等の仮設物は敷地範囲を超えて設置するような計画は可能でしょうか。	施工時に、道路占用許可等を申請したうえで、敷地外部分に足場を立てることは可能です。
55	実施要項 P7	第 4 設計条件 5. その他の条件	夜間施工とありますが、何時～何時を想定されておりますでしょうか。	午前 1 時から午前 8 時を想定しています。
56	実施要領 P 7	第 4、5. その 他の条件	「本施設の施工は夜間のみ可能であり、…」とありますが、片付けや清掃も入れて、何時から何時くらいまでを想定されていますか？	(質問番号 55 の回答のとおりとします。)
【設計提案書等】				
57	実施要領 P 10	第 5、2 (1) ア⑤	外観パースは 2 点まで（模型写真も可とします）とありますが、2 点以上のせた場合は失格になりますか？ スケッチやダイアグラム、模型写真等も外観を表現した場合は外観パースとみなされますか？	公平性の観点から、外観パースに該当するものは 2 点までとします。 また、説明に利用するようなスケッチやダイアグラムは外観パースとはみなしません。模型写真については外観を表現するだけの目的に関しては外観パースに類するものとみなします。
58	実施要領 P10	第 5、2 第 1 次審査について (1) ⑤	「外観パース（2 点まで）」とありますが、内観パースの数の制限はありますか？	内観パースに関する規定は設けていません。

番号	該当 資料名	該当項目	質疑内容	回 答
【2次審査プレゼンテーション】				
59	実施要領 p12, 様式7	第5の3 「第2次審 査について」	プレゼンテーションの参加者は、全員一級建築士資格保有者である必要があるのでしょうか。様式7の一番右欄の記入は必須でしょうか。	共同応募の場合は代表者が一級建築士の資格保有者である必要があります。また、様式7については資格を有する方については記載が必須です。
60	実施要領 P 12	第5、3 (1) エ	プレゼンテーション参加者報告書について 参加表明にかかれていない者でも参加できますか？ 参加表明以降に加わったメンバーも参加できますか？	参加表明以降に参加者の追加は不可です。協力者については設計書提出時まで変更可能ですので、変更があった場合は協力者通知書を提出して下さい。
61	様式7	プレゼンテーション参加者報告書	協力者もプレゼンに参加してよろしいでしょうか？	プレゼンテーションの参加については管理技術者を含めて3名以内とします。その範囲内で協力者の参加は可能ですが、協力者が複数の参加者の協力者となっている場合は、公開プレゼンテーション及びヒアリングに重複して参加することは、公平性や透明性の観点から認めません。
【追加資料要求等】				
62	実施要領 P. 1	第1趣旨	当敷地に建っていた公衆トイレの図面データをいただくことは可能でしょうか？	添付資料のみの提供となります。
63	資料2	敷地案内図	親柱・照明の平面図、立面図等の資料をご教示ください。同様に、南の鐘の平面図、立面図等の資料もご教示ください。	追加資料を提供いたします。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
64	その他	その他	配置図や平面図の Cad データをご教示ください。	添付資料のみの提供となります。 CAD データの配布はございません。
【設計実績説明書について】				
65	実施要項 p. 9、20	1-(3)-カ-② 様式 3 につ いて	【設計実績説明書】についてですが、実施要領には令和 4 年 9 月 30 日までの過去 3 年以内に完了している設計業務とありますが、契約～設計完了を含めて 3 年以内という事でしょうか？ もしくは、契約は 3 年以上前に済んでいる場合も 3 年以内に設計が完了していれば記載することは可能でしょうか？	可能です。
66	実施要領 p. 9	第 5-1 (3) カ②	「参加者（共同応募の場合は代表者）の新増築にかかる過去 3 年以内の設計業務の実績を 3 件記載してください。ただし、令和 4 年 9 月 30 日までに設計業務が完了している実績に限ります。」とありますが、物件は新築あるいは増築に限り、リノベーション等の改修工事はあてはまらないということでしょうか。 また、物件は過去 5 年以内のものまで遡って提出することは不可能でしょうか。	新築、増築に限りの記載となります。 設計業務の実績とは 「令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までに設計業務が完了したもの」となりますが、「令和元年 9 月 30 日以前に設計業務が完了しているもので令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの間に工事完了したもの」を含むものとします。
67	実施要領 P. 9	第 5, (3), カ, ②	「過去 3 年以内の設計業務実績」とは、令和元年 10 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日の間に設計業務が完了したものを指しますか。また、設計業務完了は上記以前で、工事完了が上記期間のものは、実績に該当しますか。	(質問番号 66 の回答のとおりとします。)

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
68	実施要領 P.9	第5, (3), カ, ②	「新增築にかかる」とは、減築による改修工事は実績に該当しないでしょうか。	(質問番号 66 の回答のとおりとします。)
69	実施要項 P.9、 様式3	設計実績説明	「参加者（共同応募の場合は代表者）の新增築にかかる過去 3 年以内の設計業務の実績を 3 件記載してください。」とありますが、該当する実績がない場合でも本コンペに参加することは可能でしょうか。	参加可能です。
70	様式3	設計実績説明書	前職で在籍していた建築設計事務所での担当者としての実績を記載してもよろしいでしょうか？この場合、契約関係の書類を用意することが難しいため、代わりの書類（例：建築雑誌での掲載内容など）にて証明することは可能でしょうか？	前職の事務所在籍時の実績を記載することは可能です。ただし、雑誌等の写しは証明書類とはなりません。契約関係書類がない又は紛失等した場合は、設計依頼者による業務の履行を証する書面に設計図書を添えて提出するほか、前職事務所における在籍証明書（書式自由）などで設計業務に関与したことを証明してください。
71	実施要項 P.9、 様式3	設計実績説明	「参加者（共同応募の場合は代表者）の新增築にかかる過去 3 年以内の設計業務の実績を 3 件記載してください。」とありますが、実績なしと記載した際に審査の点数等に影響はありますでしょうか。	審査は第1次審査の評価視点及び第2次審査の評価視点により審査を行うこととなります。
72	実施要項 P.9、 様式3	設計実績説明	「参加者（共同応募の場合は代表者）の新增築に係る過去 3 年以内の設計業務の実績を 3 件記載してください。」とありますが、様式3の提出は1物件につき1枚、合計3枚提出するという理解でよろしいでしょうか。	1物件につき1枚提出してください。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
73	設計実績説明書	下部※印書き	「参加者の新增築にかかる過去 3 年以内の設計業務の実績を 3 件記載」とあるが、実施要領の参加資格には実績に関する要件記載がない。よって実績がなくても参加可能か。また、新增築に改築は含まれるか。	(質問番号 66 及び質問番号 69 の回答のとおりとします。)
74	実施要領 P9	第 5、1 (3) オ	参加表明書に実績説明書がありますが、実績が参加条件に関係しますか？ (新設の事務所のため条件にあう実績がありません) 参加表明以降に協力者を増やすことは可能ですか？	参加のための必要条件ではありません。 また、参加表明以降に協力者を増やすことは可能です。 (質問番号 10 の回答をご参照ください。)
75	実施要領 P5	参加資格	提出書類に、設計実績説明書がございますが、参加資格に実績についての記載がありません。 開業すぐのため、現在の所属事務所における実績がないのですが応募可能でしょうか。	(質問番号 69 の回答のとおりとします。)
76	実施要領 P9	設計実績説明書 (様式 3)	過去 3 年以内の設計業務の実績がない場合も参加資格を有していると判断されるのでしょうか。 審査の評価視点には設計実績について特に記載はありませんが、実績はどの程度考慮されるのでしょうか。	(質問番号 69 及び質問番号 71 の回答のとおりとします。)
77	実施要領 P.9	第 5、1 実施要領の交付及び参加表明力作成にあたっての留意事項	様式 3 にて設計実績説明書の提出が求められていますが、開業間もないため実績がございません。この場合、様式 3 には何も記載せず提出してよろしいのでしょうか？	実績なしと記入してください。

番号	該当 資料名	該当項目	質疑内容	回 答
78	実施要領 P. 11	第 5、2 第 一次審査に ついて (2) 第一次審査 の評価視点	様式 3 に記載する実績は、第一次審査および 第二次審査の評価には影響しないとの認識で よろしいでしょうか？	(質問番号 71 の回答のとおりとします。)
79	様式 3	設 計 実 績 説 明 書	過去 3 年以内の設計業務の実績が少ないため、 過去 3 年以上前の実績を記載してもよろしい でしょうか？	(質問番号 66 の回答のとおりとします。)
80	様式 3	設 計 実 績 説 明 書	他の設計事務所と協働で設計した実績を記載 してもよろしいでしょうか？ 契約書に弊社の 名前は記載されていない場合でも、実績を証 明する書類として契約書を添付すればよろし いでしょうか？	協働で設計した実績を記載することは可能です。契約書に名 前が記載されていない場合は、その設計に関与していたこと を証明するために協働事業者であった設計事務所とその関 与した設計に関する契約書を添付するなど協力関係であつ たことを証明するための書類が必要です。